

# 京都府プレミアム付き商品券「わくわく地域文化振興券」事業実施団体(取扱店)募集要項

京都府及び京都府中小企業団体中央会では、文化をテーマに特色ある産業・地域振興の取組を重点支援し、持続的な地域活性化を図るため、『わくわく地域文化振興券』事業を実施することとし、事業実施団体(取扱店)を募集します。

## 1 募集期間

平成27年10月1日(木) から 10月30日(金) まで  
(受付時間：上記期間中の平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時)

## 2 対象事業

文化・芸術団体等と地域経済団体・商店街等が連携し府内において実施する、文化振興活動を通じて産業の振興及び地域活性化を図る以下の事業を対象とする。

### ① 文化・芸術団体等と地域経済団体・商店街等との連携事業

下記団体等が連携して実施、もしくは団体等を構成員とする連携組織が実施する事業

## ア. 文化・芸術団体等

- 文化・芸術の振興を目的とした団体や文化関連産業の振興を図る業界団体・組合等  
※定期的にイベントを開催するなど1年以上の活動実績をもつこと

## イ. 地域経済団体・商店街等

- 商工会、商工会議所
- 地域経済振興を目的とする中小企業団体、業界団体、事業協同組合等
- 商店街団体、小売市場等
- 商店主等のグループ

## ② 文化振興活動を通じて産業の振興及び地域活性化を図る事業

文化をテーマにした地域振興事業や文化・芸術の発信によって産業育成を図る事業等

(例)

- ・ 手作り市やアートマルシェ等と商店街のアートイベントの共同実施
- ・ 美術まつりやまちなかアート展など地域・エリアの特色を活かしたアートイベント
- ・ 地域のアートショップやギャラリー、関連施設などが共同で実施するアートによるまちおこし事業
- ・ 美術館や博物館と周囲の店舗グループが共同で実施するアートキャンペーン 等

## 3 募集内容

### (1) 振興券取扱店事業（共通商品券型）

共通振興券の取扱を行う団体（「文化・芸術団体等」、「地域経済団体・商店街等」のいずれか若しくは両者を含む連携組織が申請）及び店舗を募集します。

※取扱店申込書を取りまとめて申請いただきます。

※振興券の印刷、広報、販売、換金等は、事業受託者（(株) JTB西日本）が行います。

## ① わくわく地域文化振興券の概要

発行総額	7,200万円
発行枚数	1.2万冊
額面	6,000円(1冊500円×12枚)
販売価格	5,000円
プレミアム率	20%
使用可能期間	平成27年12月1日～平成28年1月31日(予定)

※ 発行総額及び発行枚数は予算上の最大規模

## ② 対象となる取扱店の例

文化発信による産業育成及び地域振興に取り組む事業を実施する店舗及び施設

- ・手作り雑貨や工芸品、アート作品などのアートマーケット出店者
- ・文化団体や地域経済団体が実施するアートをテーマにした地域振興事業参加店
- ・アートショップ、ギャラリー
- ・演劇、音楽、舞踊などの劇場(全国興行のものは除く)
- ・アート体験、アート教室
- ・美術館、博物館、館内ショップ 等

## ③ 取扱店の役割

- ・ステッカー、ポスター等による振興券取扱店の掲示及び事業PR
- ・振興券による商品・サービスの販売
- ・振興券使用状況の把握
- ・使用済み振興券の郵送(郵送後30日以内に入金)

※ 郵送料及び振込手数料は不要

#### ④ 振興券の販売及び換金方法（予定）

販売方法	京都府の販売予約専用ホームページ及びはがきによる事前申込 （事業受託者において実施）
換金方法	レターパック（2回分）を事前送付（事業受託者→取扱店）
	↓
	使用済商品券をレターパックで送付（取扱店→事業受託者）
	↓
	インターネットバンキングより送金（事業受託者→取扱店）

※2回分の振興券郵送料及び振込手数料は事業受託者負担

## （2）振興券発行事業（補助金型）

振興券の発行（取扱店の募集及び調整、振興券の印刷、広報、販売及び換金等）を含めて行う団体を募集します。

- 「文化・芸術団体等」、「地域経済団体・商店街等」のいずれか若しくは両者を含む連携組織が申請
- 原則、過去に商品券事業を実施したことがある団体を対象とし、申請団体に対して審査を行い、採択された団体に対して補助金を交付します。
- 補助金は予算の範囲内で交付しますので、採択されても申請された金額の全額が交付されるとは限りません。

- ① 予算額 3,500万円（上限）
- ② 補助率 補助対象経費の10分の10以内
- ③ 限度額 なし（販売可能額を見込み、適正な事業規模で申請ください。）
- ④ プレミアム率 20%
- ⑤ 補助対象経費 プレミアム経費、事務費（商品券印刷費、広報費、臨時的な賃金、発行事業委託費）、消費喚起効果の測定経費 等

## 4 事業スケジュール(予定)

- |                                 |                  |
|---------------------------------|------------------|
| ① 実施団体(取扱店)決定・通知<br>(事業受託者→取扱店) | 平成27年11月初旬       |
| ② 販売予約開始                        | 平成27年11月上旬       |
| ③ 振興券使用期間(予定)                   | 平成27年12月～平成28年1月 |
| ④ 振興券精算書類提出期限<br>(取扱店→事業受託者)    | 平成28年2月15日(月)    |

補助金型の場合は②～④は自由に期間を設定いただけますが、概ね上記スケジュールを目安にして事業を実施して下さい。また、実績報告は平成28年2月29日(月)必着で提出してください。

## 5 消費喚起効果の測定

事業実施についてアンケート調査等を実施し、消費喚起効果の測定を行います。事業受託者から取扱店に対して調査への協力を求める場合があります。

補助金型の場合、実施団体においてアンケート調査等により消費喚起額を把握し、報告いただきます。

## 6 申請書類

### (1) 振興券販売事業(共通商品券型)

以下の書類を計3部(正1部、副2部)ずつ提出してください。(■)の書類については、1部は原本(押印したもの)が必要です。

書類の内容
申請書（第1号様式（■）、別紙1-1）
取扱店申込書（別紙1-2）

## （2）振興券発行事業（補助金型）

以下の書類を計3部（正1部、副2部）ずつ提出してください。（■）の書類については、1部は原本（押印したもの）が必要です。

書類の内容
補助金交付申請書（第2号様式（■）、別紙2-1及び別紙2-2）
その他、商品券等の内容を補足する資料 等

## 7 審査方法（補助金型）

共通商品券型の場合は、団体及び取扱店が募集要項に示す条件に合致しているかの確認のみを行います。

補助金型の場合、採択に当たっては、審査会において、次のような観点から総合的に審査・評価し、予算の範囲内において採択します。申請多数の場合は、補助金の減額や採択できない場合がございますので、御承知ください。

### 【補助金型の審査のポイント（評価基準）】

#### ① 事業趣旨との合致

事業内容は地域文化の振興を図り、地域の元気を創出する内容となっているか。  
京都府の政策と連携した事業内容になっているか。

#### ② 地域経済への波及効果

間接的な効果も含め、地域経済への波及効果が十分なものか。  
効果が一過性ではなく、持続性があるか。また、効果検証が可能なものか。

#### ③ 事業の計画性・実現可能性

計画を実現できる体制があり、かつ、事業手法等が十分に実現可能なものか。

④ 事業規模及び積算内容の妥当性

事業規模が適正であり、事業に要する費用の見積は、過大あるいは過小ではないか。

## 8 その他

---

提案いただいた内容は、審査会の意見等により一部変更をいただく場合がありますので、あらかじめ御承知ください。